

令和3年度 第3回郡山市総合教育会議 次第

日時：令和4年3月24日（木）13時30分～14時15分
場所：郡山市役所 庁議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 題
(1)学区における学校保健委員会について
- 4 その他
- 5 閉 会

【備考】開催方式：対面会議 会議公開：YouTube配信

令和3年度 第3回郡山市総合教育会議 出席者名簿

<委員>7名

役職名	氏名
市長	品川 萬里
教育長	小野 義明
教育長職務代理者	阿部 亜巳
教育委員	今泉 玲子
教育委員	阿部 晃造
教育委員	藤田 浩志
教育委員	田中 里香

(敬称略)

郡山市立学校における学校保健委員会の取組について

総合教育会議 議題
2022/3/24 学校教育部

学校保健委員会とは・・・

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。



「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（平成20年1月17日中央教育審議会）」より

本市における学校保健委員会の取組

- ◆ 郡山市立学校全76校で実施
- ◆ 中学校区で「地域学校保健委員会」として実施している中学校区14校
(日和田中学校区、明健中学校区、三穂田中学校区、逢瀬中学校区、片平中学校区、熱海中学校区、守山中学校区、高瀬中学校区、郡山一中学校区、郡山三中学校区、宮城中学校区、御館中学校区、西田学園義務教育学校区、湖南小中学校区)

◆ 学校保健委員会の組織（例）

学校代表	校長、副校長、教頭、教務主任、体育主任、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員 等
保護者代表	PTA本部役員、保健委員（厚生委員） 等
児童生徒代表	児童会・生徒会役員、保健委員会担当児童生徒 等
指導・助言者	学校医、学校歯科医、学校薬剤師 等

学校保健委員会の議題となる健康課題

- 食事、運動、睡眠などの生活習慣について
- メンタルヘルスについて
- 健康状態（肥満・むし歯・視力）について
(定期健康診断の結果から)
- 体力の現状について
(体力・運動能力調査の結果から)
- 薬物乱用・喫煙・飲酒について
- ゲーム・スマホ依存について
- 運動器疾患について
- 性の問題行動について
- 感染症対策について など



○学校保健安全法

(昭和三十三年四月十日)

(法律第五十六号)

第二十八回通常国会

第一次岸内閣

改正 昭和五〇年七月一一日法律第五九号

同五三年三月三一日同第一四号

同六〇年七月一二日同第九〇号

平成一〇年六月一二日同第一〇一号

同一〇年一〇月二日同第一一四号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一四年八月二日同第一〇三号

同一七年三月三一日同第二三号

同一八年六月二一日同第八〇号

同一九年六月二七日同第九六号

同二〇年六月一八日同第七三号

同二七年六月二四日同第四六号

学校保健法をここに公布する。

学校保健安全法

(平二〇法七三・改称)

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等 (第四条—第七条)

第二節 健康相談等 (第八条—第十条)

第三節 健康診断 (第十一条—第十八条)

第四節 感染症の予防 (第十九条—第二十一条)

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (第二十二条・第二十三条)

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助 (第二十四条・第二十五条)

第三章 学校安全 (第二十六条—第三十条)

第四章 雑則 (第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(昭五三法一四・平一九法九六・平二〇法七三・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（平二〇法七三・追加）

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

（平二〇法七三・追加）

第二章 学校保健

（平二〇法七三・章名追加）

第一節 学校の管理運営等

（平二〇法七三・節名追加）

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二〇法七三・追加）

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（昭五三法一四・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第二条繰下・一部改正）

（学校環境衛生基準）

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第一百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（平二〇法七三・追加）

（保健室）

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(平二〇法七三・追加)

第二節 健康相談等

(平二〇法七三・追加)

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(平二〇法七三・追加)

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

(平二〇法七三・追加)

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(平二〇法七三・追加)

第三節 健康診断

(平二〇法七三・節名追加)

(就学時の健康診断)

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

(昭五三法一四・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第四条繰下・一部改正)

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(平一八法八〇・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第五条繰下)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

(平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第六条繰下・一部改正)

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(平二〇法七三・旧第七条繰下・一部改正)

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

(昭五三法一四・一部改正、平二〇法七三・旧第八条繰下・一部改正)

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(昭五三法一四・一部改正、平二〇法七三・旧第九条繰下)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

(平一一法一六〇・平一四法一〇三・一部改正、平二〇法七三・旧第十条繰下・一部改正)

(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(平二〇法七三・追加)

第四節 感染症の予防

(平二〇法七三・節名追加)

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第十二条繰下・一部改正)

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(平二〇法七三・旧第十三条繰下・一部改正)

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(平一〇法一一四・平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十四条繰下・一部改正)

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(平二〇法七三・節名追加)

(学校保健技師)

第二十二条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

(昭六〇法九〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十五条繰下)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

(平二〇法七三・節名追加)

(地方公共団体の援助)

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

(昭五三法一四・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第十七条繰下・一部改正、平二七法四六・一部改正)

(国の補助)

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

(昭五三法一四・平一七法二三・一部改正、平二〇法七三・旧第十八条繰下)

第三章 学校安全

(平二〇法七三・章名追加)

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二〇法七三・追加)

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(平二〇法七三・追加)

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(平二〇法七三・追加)

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(平二〇法七三・追加)

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(平二〇法七三・追加)

第四章 雑則

(平二〇法七三・旧第六章繰上)

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(平二〇法七三・旧第二十一条繰下・一部改正)

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

- 2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。
- 3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

(昭五〇法五九・追加、昭五三法一四・一部改正、平二〇法七三・旧第二十二条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月

一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日法律第五九号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （昭和五三年三月三十一日法律第一四号） 抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定中学校保健法第八条第二項を削る改正規定、同条第三項及び第九条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、第十七条の改正規定、第十八条第二項を削る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月二日法律第一一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一四年八月二日法律第一〇三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第一九七号で、ただし書に係る部分は、平成一六年八月一日から施行)

附 則 （平成一七年三月三十一日法律第二三号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三六二号で平成一九年一月二六日から施行)

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」
(答 申)

平成20年1月17日
中央教育審議会

中央教育審議会 答申(概要)

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために
学校全体としての取組を進めるための方策について」

I. 子どもの健康・安全を守るための基本的な考え方について

- 学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人格を形成していく場であり、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となるもの。
- 学校において、子どもが自らの健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成することが必要。
- 子どもの健康と安全を確保する方策は、家庭や地域との連携の下に効果的に実施されることが必要。
- 健康・安全に係る連携は、学習指導面及び生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を形成するものとして取り組まれるべきもの。

II. 学校保健の充実を図るための方策について

生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、感染症など多様な健康課題に適切に対応しつつ、子どもの健康を保持増進することが求められている。

保健体育科等における保健教育を実施するとともに、養護教諭の専門性を活用しつつ、学校保健を重視した学校経営がなされることが喫緊の課題であり、子どもの健康課題に対応した学校の管理運営がなされるよう関係法制的整備に向けて検討を行うとともに、保健主事等の教職員の資質能力の向上、学校医等との協力関係の充実、教育委員会による指導・支援体制の強化等を図る必要がある。

また、子どもの健康の保持増進を図る上で、学校と家庭との連携、地域の医療機関等との協力関係を確立することが重要である。

- **養護教諭の専門性を学校保健活動全体に生かす環境整備**
 - 養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制度の整備について検討することが必要。
 - 養護教諭が、学級担任や学校医等、地域の関係機関等との連携を図りつつ、保健指導を適切に行い得る体制の確立が必要。
 - 保健学習等を含めた養護教諭の資質能力の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修の充実が必要。
 - 保健室来室者の増加傾向等にかんがみ、養護教諭の複数配置の促進、退職養護教諭の活用等の推進が必要。
- **学校保健活動の調整的役割を担う保健主事の機能の充実**
 - 保健主事の資質能力の向上のための実践的研修プログラム開発が必要。
- **学級担任等による日常的な健康観察の充実**
 - 子どもの心身の変化について早期発見・早期対応を図る上で、学級担任等による日常的な健康観察は特に重要。
そのため、教員養成段階における教育及び現職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得する機会を確保・充実することが必要。
- **学校保健を重視した学校経営の実現**
 - 管理職研修において、子どもの現代的な健康課題に係る内容を設定するなど、学校保健に係る内容の充実が必要。
- **学校医等の専門的知見を学校保健活動に有効に活用**
 - 子どもの様々な健康課題に対応して、学校医・学校歯科医・学校薬剤師による効果的な保健指導の実施が必要。
 - スクールカウンセラーの効果的な活用によるメンタルヘルス問題への対応の充実が必要。
- **学校保健に係る教育委員会の指導体制の充実**
 - 各学校における地域学校保健委員会等の組織づくり及びその活動の活性化に対する教育委員会の取組の充実が必要。
- **子どもの健やかな学校生活を保障する学校環境衛生の実現**
 - 全ての学校における環境衛生の水準を確保するための全国的基準として「学校環境衛生の基準」の法制度上の位置づけを検討することが必要。
- **学校と家庭・地域社会との連携による学校保健活動の実現**
 - 学校保健について地域との連携組織となる学校保健委員会の活性化の促進が必要。
 - 健康上の課題が指摘されている子どもの健康診断に基づく事後措置の結果の把握や学校生活管理指導表による子どもの健康状態の把握などの取組を充実し、的確な健康情報に基づく保健指導の実現が必要。
 - 地域ぐるみでの子どもの健康課題に対応するため、市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会(仮称)」を設置するなどの取組が必要。

Ⅲ. 学校における食育の推進を図るための方策について

食は健康な生活を送るための基礎となるものであり、子どもの健やかな成長発達のためにも、また、生活習慣病等への対応など生涯にわたる健康な生活を築く上でも、食に関する正しい知識と実践力を子どもに身に付けさせることが、今日、極めて重要な課題となっている。

栄養教諭の配置促進を進めるとともに、学校の教育活動全体として、系統的・組織的に食育を推進する体制を整備し、また、各教職員の指導力を高める必要がある。

学校給食を活用した食育の推進を図るため、学校給食の目的の見直しや栄養教諭の果たすべき役割の明確化など、関係法制の整備に向けて検討を行うとともに、地場産物の活用による地域への理解の深化、郷土の食文化の継承等の取組を行う必要がある。

また、家庭や地域社会と連携を強化し、地域全体として食育を推進する体制を確立することが重要である。

● 「生きた教材」としての学校給食の充実

- 学校給食は、食育を進める上で極めて有効な教材であり、給食の時間のみならず、各教科等の学習における活用を推進。
- 学校給食法における学校給食の目的について食育の観点から見直すとともに、全国的な学校給食の水準を確保するため、「学校給食実施基準」を法制度上位置付けることについて検討することが必要。
- 学校給食に地場産物を活用することは、子どもが食材を通して地域の自然や文化、産業等に対する理解、郷土への愛着などを深める教育的意義を有することから、学校給食法においてもその趣旨の明確化を図ることを検討することが必要。

● 学校全体での食育の推進

- 学校において組織的・体系的に食育を進めるため、学校給食を「生きた教材」として活用しつつ、食に関する指導の全体計画を作成することが肝要であり、学校給食法においてその趣旨を明確に位置付けることについて検討することが必要。
- 「食育推進委員会」など、学校全体で食育を進めるための組織体制を整備することが必要。
- 栄養教諭のみならず、校長等管理職を含め全ての教職員が食育に対する理解を深めるため、教員養成段階や現職研修において、食育についての知識や指導方法を修得する機会を確保・充実することが必要。

● 栄養教諭の配置促進及びその専門性を活用した食育の実現

- 栄養教諭の配置促進を図るとともに、資質能力の向上のため研修の充実を図ることが必要。

- 学校において栄養教諭が食育の中核的な役割を的確に果たすことができるよう、その基本的な職務内容を法制度上より明確に位置付けることについて検討することが必要。
- **安全・安心な学校給食のための衛生管理の徹底**
 - 安全・安心な学校給食の実施がなされるよう、「学校給食衛生管理の基準」について学校給食法上、明確に位置付けることを検討することが必要。
- **家庭・地域社会と連携した食育の推進の実現**
 - 子どもの望ましい食習慣の形成は、家庭を中心としつつ、学校や地域社会が連携して取り組むことが重要。
そのため、学校から家庭に対して食に関する情報提供を積極的に行うとともに、家庭からの食に係る情報の収集にも努め、栄養や食事に関する指導助言を行うなど、相互の連携の強化を図ることが必要。
 - 市町村において、教育委員会を中心として、保健部局や農政部局等との連携を図りつつ、地域全体で食育を推進していくための「地域食育推進委員会(仮称)」などの組織を設置することが重要。

IV. 学校安全の充実に図るための方策について

事件・事故や自然災害などから子どもの安全を守るため、学校における危機管理は不可欠の課題となっている。

全ての行政分野の連携を図りつつ犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを進めるとともに、子どもの安全確保のため、学校、家庭、地域社会それぞれの役割を明確にして、取り組むことが重要である。

学校における安全管理体制に関して、総合的な安全計画や緊急時における対処要領の策定など子どもの安全確保を重視した学校の管理運営がなされるよう関係法制の整備に向けて検討を行う必要がある。また、学校安全に関する教職員の研修等を充実する必要がある。

家庭や地域社会、防犯の専門機関等との連携を図りつつ、学校の安全管理体制を確立する必要がある。

- **総合的に子どもの安全を確保する学校安全計画の策定**
 - 子どもの身の回りの事件・事故、自然災害などに対応して安全教育・安全管理が行われることが重要。そのため、学校保健安全計画において日常生活における事件・事故や自然災害に対応した安全点検がなされ、また、通学路の安全点検を行うことについての的確に位置づけられるよう検討することが必要。
- **学校施設の安全性の確保**
 - 防犯監視システムの整備等を行うとともに、学校施設設備の定期的又は随時の安全点検を行うことが必要。

- 学校施設の耐震化を推進するとともに、安全上問題のある老朽施設の解消を図ることが必要。
- **学校における安全管理体制の整備充実**
 - 学校安全に関して、関係職員の連携の核となる教職員を明確にするなど学校内の安全管理体制を確立することが必要。
 - 警備員の配置、地域のボランティアによる学校内巡回等、多様な人材の活用により学校安全体制の強化を図ることが必要。
- **緊急時に的確な対応ができる学校内の体制の確立**
 - 危険発生時に円滑かつ的確に所要の対応ができるよう、教職員がとるべき措置の具体的内容、手順等を記載した危機対処要領を各学校において策定することが重要であり、学校保健法においてその旨を明確に位置付けることについて検討が必要。
- **学校安全に関する教職員の資質能力の向上**
 - 事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修において、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保・充実を図ることが必要。
 - 具体的な事件・事件事例の分析を含め、実践的・効果的な教材開発を進めることが必要。
- **家庭・地域社会との連携による安全管理体制の強化**
 - 学校、家庭、地域社会が連携した取組を進めるために、日常的に学校と家庭や地域とがお互いの顔が分かる関係づくりを進めるとともに、PTA、ボランティア、自治会、警察等の関係機関などからなる「地域学校安全委員会(仮称)」の設置などの取組が必要。
 - スクールガード・リーダーなど専門的な知見を有する者を活用し、学校安全ボランティア活動の充実・強化を図ることが必要。
 - 学校における安全管理・安全教育を実施するに当たり、警察、交通安全団体、消防署等の地域の関係機関の専門的知見を活用する取組を進めることが必要。



We Love Koriyama



ひとまちストーリー

大好きなふるさとを未来へつなぐ
I♡NISHITA プロジェクト



令和3年度「まちづくりハーモニー賞」青少年部門受賞

「西田町を好きな人を増やそう」をモットーに、町の歴史・名所から食や人まで西田町の魅力を幅広く発信するI♡NISHITA(アイラブニシタ)プロジェクト。代表の渡辺千紘さんに活動について伺いました。



▲フォトコンテストの開催で西田町の素敵な日常を再発見



▲西田町のファンを増やすため自分たちも楽しみながら活動

活動のきっかけは？

中学3年になる平成30

年4月、小中一貫の西田

学園が開校し、新しい校

舎での日々を謳歌してい

ました。一方で、6つの

小中学校が統合されたこ

とにより、受け継がれて

きた行事や風習などが途

絶えてしまいかも…そん

な不安を感じていました。

翌年の夏、「市が地域を

より良くするアイディア

を募集している」と知り、

この町で生まれ育ったか

らこそ伝えられることが

あると、プロジェクトを

立ち上げました。西田学

園の一期生を中心に約20

人で活動しています。

どのような活動ですか？

西田町はデコ屋敷や梅

雪村桜などで知られます

が、春を告げる丹伊田の

大コブシや小和滝の見晴

らし桜(関連6ページ)な

ど、大切にしたい場所が

いっぱいあります。学生

の自分たちが感じる「美し

い景色や美味しいもの、

残したい昔話や伝承」など

をウェブに掲載。SNS

ではイベント情報やイン

スタ映えるスポットな

ども発信しています。

また、フォトコンテス

トやクイズを解きつつ各

所を巡る「ステイTOWN」

などのイベントを通して

西田町をPRしています。

活動のやりがいはいは？

ウェブの立ち上げにク

ラウドファンディングを

活用しました。目標金額

の達成以上にうれしかつ

たのは、地元の方だけで

なく、今は離れている出

身者や活動に共感された

方が全国各地から応援し

てくれていたということ

その思いに応えたい、西

田町をもっと好きになっ

てもらいたい。その方々

の存在が今も活動の原動

力になっています。

今後は？

高校を卒業し、今月か

らメンバーの多くが異な

る地域や環境で過ごすの

で、SNS発信を中心に

活動します。離れること

で、この町の良さに改め

て気付く。各々が別の道

に進むことで、再会した

時にできることや活動の

幅、可能性もさらに広が

ていけると期待していま

す。これからも西田町と

いうバトンをずっとずつ

とつなげていくために。

問 同団体 ☎ 971-3276

市長コラム

学校保健委員会は 校区委員会



まずは「セーブ・ザ・

チルドレン」の理念の下、

世界中の子どもの安全と

平和を願うとともに、同

じ思いの地方六団体の声

明を、ここに記します。

「世界の恒久平和の実現に

向け、ロシア軍を即時に

完全かつ無条件で撤退さ

せるよう、国際法に基づ

く誠意を持った対

応を強く求める。」

春は「一年生になった

ら「仰げば尊し」を、今

も忘れぬ歌として、ふ

と口ずさむ季節です。

こうして元気に筆を執

り原稿に向かえるのも、

我が国の保健・体育教育

のおかげです。

当然そのための法律制

定には歴史がありますが、

現在は「学校保健安全法」

(1958年)が基本です。

御多分に漏れず、法律

を施行するためには、施

行令(政令)、施行規則

(省令)があります。学校

保健安全法には全32条、

その施行規則には全30条

の規定があります。

国や自治体、学校の役

割、責務に加え、保健室

養護教諭、健康診断も、

この法律やその下の政省

令で定められています。

教職員、児童生徒の健

康や安全確保に関するこ

とは、すべて上記の法令

で定められています。

法令で定められたこと

を自助の精神で遵守して

いくため、中央教育審議

会答申(2008年)に基

づき、「学校保健委員会」

が設置されています。

同委員会は「校長、養護

教諭、栄養教諭、学校栄

養職員などの教職員、学

校医、学校歯科医、学校

薬剤師、保護者代表、児

童生徒、地域の保健関係

機関の代表」から成り、保

健主事を中心となって運営

されることとなっています。

コロナ感染症からも、

校区を挙げて児童生徒を

守るための協力の仕組み

としても、運用されます

ように。

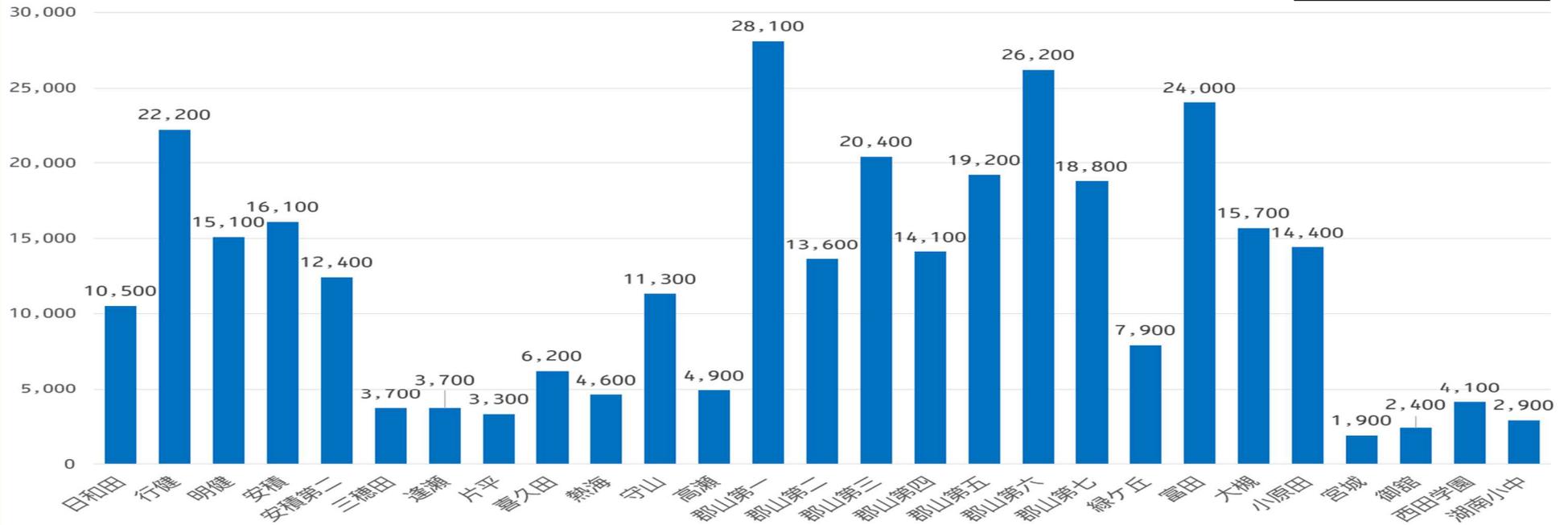


郡山市長
高橋 隆弘



参考数値：中学校学区別住民数（令和2年度国勢調査ベース）

政策開発部



R4～R9中学校生徒数推計

学校教育部

